

## 川口市市民参加条例策定委員会運営会議設置要綱

### (設置)

第1条 川口市市民参加条例策定委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図り、その執行について協議・検討を行うため、川口市市民参加条例策定委員会運営会議（以下「会議」という。）を置く。

### (役割)

第2条 会議は、委員長が条例に規定すべき事項その他川口市市民参加条例案の策定に関し市長が必要と認める事項について、意見を交換し、又は委員会において正副委員長が合議により決するものとされた議事を審議する。

### (組織)

第3条 会議は、委員長及び副委員長で構成する。

2 座長は委員長をもって充てる。

### (会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に前条第1項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、総務部行政管理課が行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。